



神奈川県

KANAGAWA

令和6年度版

# 県税のしおり

総務局財政部税制企画課



神奈川県PRキャラクター  
かながわキンタロウ

## ともに生きる社会かながわ憲章

県と県議会は、ともに生きる社会の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しています。

### ともに生きる社会かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日

神奈川県

ともに生きる 新子

## 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

令和5年4月1日施行

「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関係する全ての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にし、そして、障がい者が自分の気持ちや考えで、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることです。

### ＼皆さんに取り組んでいただきたいこと／

全ての人は、  
障がい者に対して、  
障がいを理由とする  
差別、虐待、  
大切にしている考え方を  
傷つけることを  
してはいけません。

障がい者の  
生活しづらいことや  
困ったことがあるときに、  
周りの人が工夫をして、  
生活しやすくするように  
しましょう。

障がい者が、  
社会、経済、文化などの  
いろいろな活動に  
参加できるような機会を  
つくりましょう。

当事者目線の  
障害福祉推進条例に  
ついてはこちら



県は、条例に基づく  
基本計画をつくり、  
取組みを進めます！